

平成29年7月 3日

保護者の皆様へ

松原市立松原第七中学校
校長 田 中 繁

台風等災害発生時における生徒の登下校について

平素は、本校教育にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。さて、現在、台風3号が発生しており、3日午後12時現在の進路予想では、4日（火）に近畿地方に接近する可能性があります。台風等災害発生時につきましては、下記の通りの対応とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 大阪府全域又は南河内地区、松原市に「暴風警報」又は注1「特別警報」が発令された場合は、休校とします。

上記において、始業時（午前8時30分）までに警報が解除された場合は登校とし、始業時（午前8時30分）を過ぎて警報が解除された場合は、休校とします。

※なお給食は、午前7時段階で警報が出ている場合は中止になります。

7時00分から8時30分までに警報が解除され登校した場合は、午前中授業で下校します。
(昼食は、ご家庭で準備していただくことになります)

2. 「暴風警報」又は「特別警報」以外の警報が発令された場合等は、特に学校から指示がない限り、登校となります。
3. 登校後に「暴風警報」又は「特別警報」が発令された場合は、生徒の安全を考慮し、下校については状況を判断し、学校長が決定いたします。
※台風接近の際には、テレビ・ラジオ等の報道等に十分ご注意ください。

注1 特別警報：尋常でない大雨、洪水、津波、噴火、その他の大災害が発生又は発生すると予想される場合に発令される警報をいいます。